



大地申
23号

宇都宮統括センターにおける「運転士による車掌業務の相互運用について」に関する申し入れを提出！

JR東労組大宮地本は、2024年3月6日に大宮支社より宇都宮運輸区における「運転士による車掌業務の相互運用について」の説明を受けました。その内容は「運転士交番を基本とし月2徹程度の車掌業務を行う」としていますが、「程度」の根拠や幅も明確ではなく現場からは疑問の声も出ています。勤務指定では「運転士における車掌業務の指定により、交番順序も変わることから事前にコミュニケーションを取ってくれるのか」「東大宮訓練センターは運転士訓練を受講していれば良いというが、運転士と車掌は作業が違うのに異常時対応が出来るのか」「定例訓練も運転士と車掌どちらも受講できるのか」など様々疑問の声が労働組合へ届いています。

大宮支社設立から今日まで、運転士による車掌業務の相互運用については一度も実施されていません。運転士と車掌は同じ乗務員ではありますが、運転士業務と車掌業務はその業務内容、性質が異なる事からも労働条件が大きく変わることは言うまでもありません。したがって労働協約に基づき、労使議論を経て運転士の車掌業務の相互運用を実施していくことを強く求めます。現場が安心して働ける環境を整え、安全な鉄道輸送をお客さまに提供していくため、下記の通り申し入れを行いますので誠意ある回答を要請します。

申し入れ項目



1. 宇都宮運輸区において行った2023年度の業務研究の成果と課題を明確にすること。また運転士による車掌業務の相互運用を行う目的を明らかにすること。
2. 運転士における車掌業務の相互運用実施以降の、行路指定等に関わる運用について明らかにすること。
3. 運転士に車掌行路を指定する際は、生活設計等に配慮する観点からも本人の承諾を得て行うこと。
4. 東大宮訓練センターにおいて、運転士の訓練受講のみで車掌業務に従事した際の異常時対応が可能となる根拠を明らかにすること。また、異常時にも対応できる知識・技能を取得できる環境を整えること。
5. 運転士における車掌業務の相互運用を行う組合員・社員の負担を軽減するため、どちらの定例訓練も受講できるよう対策を行うこと。

一方的な運用は許されない！

